

令和5年度第1回佐倉市入札監視委員会議事概要

日時	令和5年7月19日(水) 午後1時30分～
場所	議会棟 第2委員会室
出席者	<委員> 湯川委員長、野村委員、矢口委員 <事務局> 契約検査課 <担当課> 水道課、下水道課、公園緑地課、農政課、危機管理課、学務課、資産経営課、市民課、人事課、企画政策課
【議事概要】	
○議題1 入札・契約の手続きの運用状況等について	
令和4年10月1日から令和5年3月31日までに実施した一般競争入札・随意契約・低入札価格調査実施案件及び指名停止業者について、事務局から報告しました。	
[主な質疑]	
(質問) 指名停止について質問です。佐倉市の案件で、契約解除となった事業のその後の対応をお聞かせください。	
(回答) 本案件は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを履行期間とする、令和5年度の事業です。契約解除後、業務開始までの準備期間を十分に確保するため、4月、5月分については、令和4年度の受注者と随意契約を行いました。令和5年6月1日から令和6年3月31日までの事業期間分の事業については、4月に再度入札に付し、落札者を決定しました。	
○議題2 制限付き一般競争入札参加資格の設定経緯等について	
令和4年10月1日から令和5年3月31日までに実施した一般競争入札・随意契約の中から、当番委員が抽出した10案件について、事業担当課職員による事業説明及び質疑応答を行いました。	
[主な質疑]	
案件① 小篠塚地先電気防食装置修繕工事(水道課・一般競争入札)	
(質問) 落札率が100%と極めて高く、入札参加者が1者であった要因をどのように分析されてますでしょうか。	
(回答) 本事業は、小篠塚地先に敷設する水道管の電気防食装置の劣化に伴う修繕工事です。発注にあたり、本工事の特殊性を踏まえ、入札参加資格要件に実績要件を設ける一方、地域要件を基準である「準市内」を「県内」までに拡大して、発注しました。	
落札率が高く入札者が1者となった要因としては、本工事の内容が特殊であることや工期が短いことが理由ではないかと考えています。	

(質問) 工期を十分に確保するように、発注時期を早めることは難しかったのでしょうか。

(回答) 当初は、事業内容の特殊性も踏まえ第1四半期に発注する予定でしたが、金額の積算に時間を要したことで、第3四半期の発注となってしまいました。

(質問) 落札率が高くなった理由の一つとして、事業実績を参加要件に設けたことが考えられます。実績のない事業者では、履行が難しい事業内容だったということでしょうか。

(回答) 本事業は、電氣的な装置を水道管近くに埋設することで水道管本管の腐食を防止する電気防食工法の工事であり、実績のない事業者では履行が難しいと判断しました。

案件② 令和5年度水道メーター取替業務委託（水道課・一般競争入札）

(質問) 落札率が46.6%と低く、入札参加者が2者と少なかった要因をどのように分析されてますでしょうか。

(回答) 本事業は、現在使用されている水道メーターを交換する業務です。計量法で定める有効期限を迎えたメーターや故障したメーターなどを、随時交換しています。入札参加条件として、水道法及び佐倉市水道事業給水条例に基づき、佐倉市の指定給水装置工事事業者であることを条件として設定しました。指定給水装置工事事業者数は、市内12者、準市内2者、県内34者の合計48者です。

落札率が低くなった理由としては、落札者が市内事業者9者で構成する組合であったためと考えています。佐倉市内の地理に明るく、経験や技術力の高い作業員が多数在籍していること、組合として対応することで市内全域での業務を効率よく分担でき、移動距離の短縮による燃料費の軽減や時間の短縮などにより経費を削減できることから、当該価格が実現したと思われま

案件③ RAC2202 上高野一号枝線整備工事（下水道課・一般競争入札）

(質問) 落札率が91.0%と高く、入札者が1者のみとなった要因をどのように分析されてますでしょうか。

(回答) 本事業は、雨水管の敷設工事です。入札者1者となった理由として、本工事が多くの工種を必要とする工事であるため、多数の技術者を必要とすることなどが要因ではないかと考えています。

(質問) 落札者は、市内事業者ですか。

(回答) はい、市内事業者です。

(質問) 入札公告の時点で、「令和3年度の完成検査成績評定点が60点未満となった

ものは、入札参加できません。」とあります。これに当てはまる事業者はいるのでしょうか。

(事務局) 本条件は、「佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準」で定めているものです。前年度に成績評定点が 60 点未満となった事業があった場合、当該事業の受注者は翌年度に発注する事業の 3 割程度に参加できないとする規定で、該当する事業者がある場合のみ設定されます。

案件④ 佐倉城址公園大手門跡広場ベンチ設置工事 (公園緑地課・随意契約)

(質問) 「競争入札に付することが不利」として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を理由として随意契約を選ばれた具体的理由を教えてください。また、利益はどの程度確保できたのでしょうか。

(回答) 本事業は、佐倉城址公園の大手門跡広場にベンチを設置する工事です。発注時、同一現場内で別の事業「佐倉城址公園大手門跡広場整備工事」が行われていました。複数の事業者が同一現場に入り、施工性が悪くなることを考慮したため、同事業の受注者との随意契約を検討しました。入札で新たに事業者を選定する場合と随意契約を交わす場合とで、それぞれ金額や工期を試算した結果、経費を 30 万円程度削減でき、工費の短縮も可能となることから随意契約とすることとしました。

(質問) 同一現場で既に実施していた事業「佐倉城址公園大手門跡広場整備工事」は、入札で受注者を決定した事業でしょうか。

(事務局) はい、入札で決定しています。

案件⑤ 佐倉城址公園自由広場整備設計業務委託 (公園緑地課・一般競争入札)

(質問) 落札率が 100%と極めて高く、入札者が 1 者であった理由をどのように分析されていますでしょうか。

(回答) 本事業は、佐倉城址公園自由広場の整備工事に伴う整備計画の作成や現地の補足測量・設計、工事発注に必要な図面や数量などを取りまとめる事業です。

落札率が高く参加者が 1 者となった主な理由としては、業界の人手不足と工期設定によるものと考えています。

工期については、この入札前の 8 月に一度、発注し契約を交わしておりましたが、契約相手方から技術者不足を理由とした契約解除の申し出がありました。そのため急遽、再度入札にかけることとなり、工期が短くなってしまったことが要因であると分析しています。

(質問) 入札を辞退された事業者の理由を教えてください。

(事務局) 辞退事業者は 2 者で、辞退理由は、1 者は「手持ち工事等が多く、さらに工事等を受注することが困難であるため」としており、もう 1 者は「技術者

の配置が困難になったため」との申し出がありました。

(質問) 入札参加表明後、入札を辞退するという行為は一般的によくあることでしょうか。

(事務局) 入札の公告日から開札日まで、一定期間を必要とします。そのため、他市町村の入札案件などを落札された場合には、他の事業を辞退される場合もあります。

案件⑥ 令和4年度多面的機能支払交付金現地確認業務委託（農政課・随意契約）

(質問) 随意契約の理由を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を選び、特命随意契約とされた具体的事情を教えてください。

(回答) 本事業は、国が実施している、農業・農村の有する多面的機能を発揮させる事業を行っている組織に交付する「多面的機能支払交付金」の交付に必要な業務となります。交付事業者の事業内容について事業場所等を視察し、適切な維持管理がなされているかを判断する確認業務です。

そのため、契約相手方には、農道や用排水路など土地改良施設が適切に維持管理されているかなどを確認・判断する専門的知見及び多面的機能支払制度に関する知見を有していることが必要であることから、同交付金の推進指導及び現地確認支援を業務として行っている事業者を選定しました。

(質問) この事業は毎年実施しているのでしょうか。佐倉市では、この交付金の交付対象者は何件くらいでしょうか。

(回答) 毎年実施しており、令和4年度は5団体が対象となっています。

案件⑦ 令和4年度消防団員用防火衣等の購入（危機管理課・一般競争入札）

(質問) 落札率が97.5%と極めて高く、入札者が1者であった理由をどのように分析されてますでしょうか。

(回答) 本事業は、市内の消防団員が活動する際に使用するヘルメットや手袋など10種類の品目を購入するものです。落札率が高く入札者が1者であった理由として、1種類当たりの購入数が50組前後と多くなく、また、消防団員が活動に使用する品目ですが、一般的な需要は高くないことから、落札率が下がらなかったのではないかと考えています。

過去の消防団員用の各種用品の入札結果を確認したところ、いずれの案件も多くても3者程度となっていました。

(質問) 佐倉市以外でも、こうした消防団員用の物品購入の入札においては、同様の状況となっているのでしょうか。

(回答) はい、他市町村でも同様の状況となっているようです。消防団員しか使わないものであるため、発注の絶対数が少ないということなどが要因であると

考えております。

(質問) 市内の事業者で、消防用品の購入に関する事業者はいらっしゃいますか。

(回答) いえ、ここ数年の同様の案件には参加されていません。千葉市など他市町村の事業者が参加してきており、落札率は高い傾向にあります。本案件の受注者も千葉市の事業者です。

(質問) 消防用品の購入に関する入札頻度はどの程度でしょうか。

(回答) この事業では防火衣や手袋などを購入しており、耐用年数は10年程度です。毎年、少しずつ購入し、使用頻度や出動頻度に応じて入れ替えを行っています。

案件⑧ 令和5年度通学路巡回警備業務委託（学務課・一般競争入札）

(質問) 落札率が99.0%と極めて高く、入札参加者が2者と少なかった要因をどのように分析されてますでしょうか。

(回答) 本事業は、市内の小・中学校34校の通学路及び学校敷地内における巡回警備を行うものです。市内を5地区に分けて、青色回転灯を配備した車で、通学時間帯となる朝2時間と午後4時間の巡回警備を実施しています。

落札率が高く入札参加者が少ない理由として、ガソリンが高騰していること、人件費が委託費の大部分を占めていることなどが要因ではないかと考えています。また近隣地域の中では、佐倉市が先進的に始めた事業だったのですが、現在は同様の事業が近隣市町でも実施されているため、業者の奪い合いとなっています。事業者は予定価格が高い市町村の事業を受注する傾向にあるため、佐倉市の入札参加業者が少なくなっているのではないかと考えています。今後、積算単価を見直すなど、より多くの入札業者が参加できるような方法を考えたいと存じます。

(質問) 入札辞退者の理由を教えてください。

(事務局) 辞退者は2者で、1者は「手持ちの業務が多く、さらなる事業の受注が困難である」としており、もう1者は「積算の結果、採算が合わないため」との届け出がありました。

(質問) 通学路を巡回する際は、警備員の服を着用されて巡回されているのでしょうか。

(回答) はい、警備服の着用を求めています。車での巡回のほか、交差点での誘導なども行っています。

案件⑨ 令和5～9年度公共施設産業廃棄物収集運搬処分業務委託（資産経営課・一般競争入札）

(質問) 落札率が99.8%と極めて高く、入札参加者が1者のみであった要因をどの

ように分析されてますでしょうか。

(回答) 本事業は、市役所及び出張所等の出先機関、市内小中学校などから排出される産業廃棄物、「粗大ごみ」及び「埋立ごみ」の収集・運搬・処分業務を委託するものです。

落札率が高く入札参加者が1者となった理由として、収集運搬の頻度が高くないことと、実施数量が不明瞭であることが要因ではないかと考えています。令和4年度の収集回数は、粗大ごみが年間20回程度、埋立ごみが週1回・毎週木曜日の収集運搬でした。本案件は単価契約であり、予定数量は過去2年度分の実績で算出していますが、年によって数量に変動がある業務となります。そのため作業員や運搬車の手配などの点から、業務効率が良くないと判断されたのではないかと考えています。今年度の実施数量は、過去2年度と比較すると多い傾向にあります。

(質問) 落札業者は千葉市の業者ですが、佐倉市以外の事業も受注されているのでしょうか。今回、入札者は1者でしたが、ほかの事業者も入札可能な事業内容でしょうか。

(回答) はい、千葉市の同様業務も受託していると伺っています。前年度は、佐倉市の別のごみ収集運搬業務の受注実績も有しています。ほかの事業者も参加できる案件だと考えています。

案件⑩ 令和4年度佐倉市マイナンバーカード交付関連事務等業務委託（市民課・随意契約）

(質問) 随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を選び、随意契約とされた具体的事情を教えてください。

(回答) 本事業は、マイナンバーカードの交付に関わる事務作業全般を委託するものです。業務内容が、別途先行して契約・実施している「令和4年度佐倉市マイナポイント申請支援業務委託」と連携して実施することが必要であることから、同業務の受注者を相手方として随意契約を交わしました。

(質問) 個人情報保護の観点から、1者に限定しているのでしょうか。

(回答) 1者に限定した理由は、業務内容に起因しております。マイナンバーカードの交付に関連して、マイナポイントの申請支援に関する問い合わせも含まれるため、密接不可分の業務であると判断しました。

また個人情報保護については、個人情報等の保護に関する法令等の遵守を求める仕様としています。

(質問) 本事業とマイナポイント申請支援業務とでは、事業場所は同じでしょうか。

(回答) 事業場所は異なります。本事業は市民課執務室内に業務スペースを設けました。

(質問) 本業務は、予定通り令和5年3月31日で終了しているのでしょうか。

(回答) 4月末まで延長したのち終了しました。マイナポイント申請支援業務委託については、9月まで継続して実施する予定です。

○議題3 プロポーザル方式による受注者の選定結果等について

令和4年10月1日から令和5年3月31日までに実施したプロポーザル方式により業者選定を行った2件について、事業担当課職員による選定結果報告及び質疑応答を行いました。

案件⑪ 佐倉市人事給与健康管理システム置換事業（人事課）

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本事業は、再リースにて運用している現行の佐倉市人事給与健康管理システムの置換を行うものです。現在、2つのシステムで管理している情報を、1システムで管理できるようにするものです。

事業の実施にあたり、導入後の改修や運用コスト等のランニングコスト低減し、職員による開発システムのコスト削減に繋げていきたいと考えました。そのため、事業者からの有益な提案を受けることにより、機能面・運用面・価格面等から総合的に評価することができるプロポーザル方式を採用しました。

応募者は2者で、提案内容や見積金額などを総合的に判断し選定しました。本社は中国地方の会社ですが、東京にも支社があり、システムに関する実務上の連絡は東京支社とやり取りを行っています。

(質問) 選考の配点表を拝見すると、「厚生」項目と「研修」項目の評価点がゼロとなっていますが、支障はないのでしょうか。

(回答) 評価点は、追加提案を求めた項目について、提案された内容を加点方式で採点しています。「厚生」項目と「研修」項目については、追加提案を求めないためいずれもゼロとなっています。

案件⑫ 第5次佐倉市総合計画中期基本計画策定支援業務委託（企画政策課）

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本事業は、市政運営の指針となる「第5次佐倉市総合計画前期基本計画」（以下「前期計画」という。）が令和5年度をもって計画期間が満了となることから、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする「第5次佐倉市総合計画中期基本計画」（以下「中期計画」という。）を策定するために実施するものです。社会状況や佐倉市の抱える課題、前期計画の検証結果を踏まえた上で、中期計画の進捗管理を行うことで総合戦略の進捗管理が併せてできる仕

組みや SDGs 目標への寄与度が測定できる仕組みを構築する事業内容となっています。

事業の実施にあたり、SDGs のノウハウの量を計ることや、課題分析からその解決に至るロジック整理がしっかりできること、市民周知が的確である業者を選定することが重要であると判断し、プロポーザル方式を採用し、業者選定を行うこととしました。

公募の結果、2者からの参加・提案があり、提案内容が優れ、総合的に評価点が高い事業者を契約相手方と決定し、契約を交わしました。

(質問) 提案者が5者以上の場合、書類選考を予定されていたと思いますが、全参加者が2者であったという理解でよいでしょうか。

(回答) はい。そのため書面審査のみでの選定はせず、書類審査とプレゼンテーション審査の結果から、総合的に判断し選定しました。

(質問) この事業では、計画を策定するところまでとなるのでしょうか。

(回答) はい、総合計画の策定を支援し、総合計画についてまとめた冊子を作るまでが事業内容となります。